

米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書

平成 28 年 4 月 28 日からうるま市で行方不明となっていた女性が、5 月 19 日遺体で発見され、元海兵隊員で軍属の男が死体遺棄容疑で逮捕された。

県民のとうとい命が奪われた。被害者の家族や友人を初め県民の無事を願う強い思いは断ち切られ、最悪の結末を迎えた。

ことし 3 月にも観光客の女性に対する準強姦容疑事件で海軍 1 等兵が逮捕されたばかりである。

本市議会は、これまで米軍人・軍属等による事件、事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう日米両政府や米軍に再三再四強く申し入れてきたところであるが、そのたびに再発防止に努めるとしてきた。だが、守られたためしがないことはこの事件で証明された。たび重なる米軍関係者の事件に怒りの声を上げずにはいられない。

さらに、今回このような事件が発生したことは極めて遺憾であり、激しい憤りを禁じ得ない。

県民の安全・安心な生活と尊厳を守るためには、在沖米軍基地を撤去する以外に方法はない。

よって本市議会は市民、県民のとうとい生命・財産と人権を守る立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 被害者と家族に対する謝罪及び完全補償を行うこと。
2. 日米地位協定を抜本的に改正すること。
3. 辺野古新基地建設を断念すること。
4. 在沖米軍基地を全て撤去すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 5 月 26 日

沖縄県宜野湾市議会

《あて先》

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長